

議第 45 号

下呂市下水道条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下水道事業の健全な経営を維持し、将来にわたり安定したサービスを提供するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市下水道条例の一部を改正する条例

下呂市下水道条例（平成16年下呂市条例第138号）の一部を次のように改正する。

改 正 後					改 正 前																								
別表第2（第26条関係） (料金)					別表第2（第26条関係） (料金)																								
<table border="1"><thead><tr><th>用途</th><th>基本水量</th><th>基本料金</th><th>従量料金 (基本水量を超えた使用水量 1 m³当たり)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般</td><td>10m³</td><td><u>1,800円</u></td><td><u>150円</u></td><td></td></tr></tbody></table>					用途	基本水量	基本料金	従量料金 (基本水量を超えた使用水量 1 m ³ 当たり)	備考	一般	10m ³	<u>1,800円</u>	<u>150円</u>		<table border="1"><thead><tr><th>用途</th><th>基本水量</th><th>基本料金</th><th>従量料金 (基本水量を超えた使用水量 1 m³当たり)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般</td><td>10m³</td><td><u>1,715円</u></td><td><u>143円</u></td><td></td></tr></tbody></table>					用途	基本水量	基本料金	従量料金 (基本水量を超えた使用水量 1 m ³ 当たり)	備考	一般	10m ³	<u>1,715円</u>	<u>143円</u>	
用途	基本水量	基本料金	従量料金 (基本水量を超えた使用水量 1 m ³ 当たり)	備考																									
一般	10m ³	<u>1,800円</u>	<u>150円</u>																										
用途	基本水量	基本料金	従量料金 (基本水量を超えた使用水量 1 m ³ 当たり)	備考																									
一般	10m ³	<u>1,715円</u>	<u>143円</u>																										

附 則

(施行期日)

- この条例は令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の第26条第1項の規定による料金は、施行日前に下水道を使用した場合であっても、同日から施行日以後に継続して下水道を使用しているものに係る料金であって、令和8年11月中に徴収する料金から適用し、施行日前に下水道を使用し、令和8年10月中に徴収する料金にあっては、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市下水道条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下水道事業の健全な経営を維持し、将来にわたり安定したサービスを提供するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 下水道使用料において基本料金及び従量料金を一律 5%増額します。

改正後			
用途	基本水量	基本料金	従量料金（基本水量を超えた使用水量 1 m ³ 当たり）
一般	10m ³	1,800円	150円
改正前			
用途	基本水量	基本料金	従量料金（基本水量を超えた使用水量 1 m ³ 当たり）
一般	10m ³	1,715円	143円

(別表第2関係)

(2) この条例は、令和8年10月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(3) この条例による改正後の第26条第1項の規定による料金は、施行日前に下水道を使用した場合であっても、同日から施行日以後に継続して下水道を使用しているものに係る料金であって、令和8年11月中に徴収する料金から適用し、施行日前に下水道を使用し、令和8年10月中に徴収する料金にあっては、なお従前の例によるものとします。

(附則第2項関係)